

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 市税等の猶予制度

※市税等とは市税と国民健康保険税です

新型コロナウイルス感染症の影響によって、市税等を一時に納付できない場合や、納付することで事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合には、地方税法の規定により、以下にある申請に基づく納付を猶予する制度があります。

○猶予が認められると……原則1年以内の期間に限り猶予が認められます

猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます ほか

徴収の猶予

(地方税法第15条)

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患されたり、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして、以下のようなケースに該当する場合は、徴収の猶予が認められる場合があります。

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃止をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

(地方税法第15条の6)。

新型コロナウイルス感染症の影響により市税等を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。

申請にあたっては、「市税等を一時に納付することにより、その事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められること」、「換価の猶予を受けようとする市税等以外の市税等の滞納がないこと」、「納付すべき市税等の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること」などの一定要件があり、該当すると申請による換価の猶予が認められる場合があります。

【お手続きについて】

猶予のご相談・申請は収税課でお受けします。新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方はご相談ください。

担当 川越市財政部収税課

電話 224 - 5691, 5837, 6249